区民委員会資料

令和４年７月２５日

地域振興部戸籍住民課

臨海斎場の火葬料改定について

１　主旨

　　臨海斎場の火葬料は、適正な利用者負担の観点のもと、３年ごとを目途に定期的に見直しを図ることとしている。

この度、令和２年度の火葬事業にかかる経常経費をもとに火葬料を算定したので、令和５年度から料金改定を行う。

２　料金改定の概要

（１）基本的な考え方

適正な利用者負担となるよう火葬事業に係る経常経費（火葬事業原価相当額）をもとに組織区内火葬料（港、品川、目黒、大田、世田谷区民に適用される）および組織区外火葬料を算出する。

（２）火葬料の算定方法

　　①火葬料収入で火葬事業が実施できるように改定率を設定する。

年間火葬経費（火葬事業原価相当額）＝年間火葬料収入×改定率

②改定率を、１．１倍とする。

火葬事業に係る年間火葬経費（火葬業務委託料＋火葬にかかるガス・電気代＋骨壷代＋火葬炉経常修繕費＋施設全体の管理運営経費の６割（火葬事業部分））を、年間火葬料収入（現行火葬料×火葬件数）で割り返して算出した。

　　③現行の組織区内火葬料に改定率を乗じて、新しい区内火葬料を算定する。

　　④組織区外火葬料も同様に、改定率を乗じて算定する。（現行同様、組織区内火葬料の２倍の金額とする。）

（３）改定内容

別紙「臨海斎場火葬料新旧対照表」のとおり

（４）他施設との比較

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 斎場名 | 火葬料（大人） | 備考 |
| 都立瑞江葬儀所 | （都民）  59,600円 | 令和4年4月1日現在の金額  ※収骨容器は含まない |
| 民間斎場  （代々幡・桐ヶ谷・堀ノ内斎場） | 75,000円～145,000円 |
| 臨海斎場 | （組織区内）  44,000円　（改定後） | ※収骨容器を含む |

（５）改定日　　令和５年４月１日から適用する。

３　今後のスケジュール（予定）

　　令和４年８月１７日　臨海部広域斎場組合議会に条例改正案の提案

　　　　９月以降　　組織区内区民へ周知（臨海斎場ホームページより）

　　　　　　　　　　事業者への周知（臨海部広域斎場組合より）

令和５年４月　１日　新料金の適用

別紙

**臨海斎場火葬料新旧対照表**

Ｈ.26.02.09斎場議会　**資料２**

令和５年４月１日適用

**１　火葬料**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 現　　行 | 改定後 |
| 区　　内 | １２歳以上 | ４０，０００円 | ４４，０００円 |
| １２歳未満 | ２４，４００円 | ２６，８００円 |
| 胎　　　児 | １０，４００円 | １１，４００円 |
| 改 葬 遺 骨 | ２０，９００円 | ２３，０００円 |
| 人体の一部 | ８，７００円 | ９，６００円 |
| 分　　　骨 | ２，０００円 | ２，０００円 |
| 区　　分 | | 現　　行 | 改定後 |
| 区　　外 | １２歳以上 | ８０，０００円 | ８８，０００円 |
| １２歳未満 | ４８，８００円 | ５３，６００円 |
| 胎　　　児 | ２０，８００円 | ２２，８００円 |
| 改 葬 遺 骨 | ４１，８００円 | ４６，０００円 |
| 人体の一部 | １７，４００円 | １９，２００円 |
| 分　　　骨 | ６，０００円 | ６，０００円 |

※分骨は火葬を伴わない作業につき据え置き、生活保護等の減免も据え置き（16,000円等）